

CNX Nifty の指數名称変更に伴う業務規程等の一部改正について

2015年10月30日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年11月9日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、当社の市場における指數先物取引の対象である CNX Nifty^(*) の指數名称が Nifty 50 に変更されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、今回の改正は、パブリック・コメント手続きの運用方針に定める技術的な改正に該当するため、パブリック・コメントの手続きは実施しておりません。

II. 改正概要

1. 指數名称の変更に伴う対応

- ・ CNX Nifty の指數名称が Nifty 50 に変更されることに伴い、当社の規則における指數及び先物取引の名称を改めることとします。

(備考)

- ・ 業務規程第5条第9号及び第36条第1項第4号等

2. その他

- ・ その他所要の改正を行うこととします。

- ・ 清算・決済規程施行規則第4条

III. 施行日

- ・ 2015年11月9日から施行します。ただし、清算・決済規程施行規則の改正規定は、2015年10月30日から施行します。

以上

^(*) National Stock Exchange of India Limited に上場されている銘柄のうち India Index Services & Products Limited (IISL) が選定した 50 銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、IISL が算出するものをいいます。